

アンケート調査結果の概要

1 調査の趣旨

本年4月に設置した「函館市医療・介護連携推進協議会」において、医療・介護連携にかかる課題の抽出、解決に向けた協議を順次進めていくため、アンケート調査を実施することとした。

調査結果は、「切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築」に向けた協議を行っていく際の基礎資料として活用する。

2 調査の内容

退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面に関する設問

3 調査の方法

EメールまたはFAXにより照会し、回答を求めた。

(1) 調査対象・回収状況

区 分		調査対象数 (H27.5.1現在)	回答数	回収率
居宅介護支援事業所		93	89	95.7%
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)		6	6	100.0%
訪問看護ステーション		21	17	81.0%
訪問リハビリテーション事業所		14	11	78.6%
施 設 ・ 居住系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	18	17	94.4%
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	70	66	94.3%
合 計		222	206	92.8%

(2) 調査期間

平成27年5月14日(木)から平成27年5月29日(金)まで

4 調査結果の留意点

- ・ グラフの各数値の比率は四捨五入しているため、比率の合計値は100%にならない場合がある。
- ・ 自由記述の回答内容で、特定の機関を指す表現を修正したほか、回答の趣旨を分かりやすく伝えるため原文に変更を加えた。

5 調査結果の分析

退院支援・調整から看取りまでの各局面において、設問ごとの回答の特徴を挙げ、今後の協議にあたっての課題を整理した。

(1) 退院支援・調整について

- ア 医療機関によって退院支援・調整の対応が異なると感じているサービス事業所は、50%を超えている（施設・居住系サービス事業所を除く）。
- イ 退院前カンファレンスへの参加は、介護予防支援事業所で約50%、訪問リハビリテーション事業所で約27%と他のサービス事業所と比較して低い。
- ウ 利用者・家族の病状理解について、理解していると思っているのは、施設・居住系サービス事業所で50%を超えているが、他のサービス事業所では50%を下回っている。
- エ 主治医等との連携について、連携できている施設・居住系サービス事業所は70%を超えているが、他のサービス事業所は50%を下回っている。
- オ 入院時に病院へ在宅時の状況を情報提供できていると思っているのは、施設・居住系サービス事業所は90%弱となっているが、他のサービス事業所は60%を下回っている。
- カ 病院からの情報提供が適切に行われていると思っているのは、施設・居住系サービス事業所で70%弱となっているが、他のサービス事業所で50%を下回っている。

「課題整理」

- ・ 退院支援・調整のルールの統一化などのあり方
- ・ 退院前カンファレンスの参加拡充
- ・ 患者、利用者および家族への丁寧な病状説明
- ・ 主治医等との連携強化
- ・ 医療・介護双方向の情報提供のあり方

(2) 日常の療養支援について

- ア 各サービス事業所に共通して、連携強化を図りたいと思っている関係者は、診療所・病院のかかりつけ医の割合が多く、また、訪問看護ステーションと訪問リハビリテーション事業所ではケアマネジャーとの連携強化を100%希望している。
- イ 主治医意見書、指示書などの文書について、居宅介護支援事業所、介護予防支援

事業所および訪問看護ステーションでは50～75%の割合で、期限内に提出されていないと回答している。

ウ・エ 多職種連携を進めるための情報共有システムや書式の導入の必要性を感じているのは、各サービス事業所とも70%を超えているが、実際の導入状況は、各サービス事業所とも35%以下となっている。

オ 多職種との研修機会の拡充を望む各サービス事業所の割合は、全て概ね70%を超えている。

カ 多職種との顔の見える連携では、施設・居住系のサービス事業所で50%以上が協力医療機関等と連携できていると回答しているが、他のサービス事業所では40%を下回っている。

「課題整理」

- ・ 医療・介護関係者の仕事の内容理解を深める機会づくり（主治医意見書等の文書の作成意義の理解など）
- ・ 多職種連携を進める情報共有システム、関係者間の共通書式等の統一などのあり方
- ・ 多職種との研修機会の拡大や顔の見える関係構築のための機会づくり

（3）急変時の対応について

ア かかりつけ医や協力医療機関と連携ができていると回答した割合は、施設・居住系サービス事業所で80%弱となっているが、他のサービス事業所では、訪問看護ステーションの約59%が最も高く、それ以外は30%前後となっている。

イ 休日や夜間における医療資源の不足を感じる各サービス事業所の割合は、全て50%を超えている。

ウ 容態急変で病院での受診が必要なケースは、各サービス事業所で平均1～3件/月の範囲にある。

エ・オ 急変時の対応は、日中、夜間・休日ともに全ての各サービス事業所で救急車対応の割合が最も高く、また、日中においてはかかりつけ医や協力医療機関への受診の割合が比較的多く、夜間・休日においては休日当番医および夜間急病センターへの受診の割合が概ね50%前後となっている。

カ・キ・ク 容体急変時に、受診先が判らず苦慮したことがあるサービス事業所は、施設・居住系サービス事業所で40%前後となっているが、他のサービス事業所（訪問リハビリテーション事業所を除く）では概ね60～70%となっている。

この苦慮した具体的な事由では、夜間帯または休日のためどこに搬送して良いか判らなかつた場合の割合が、全てのサービス事業所で70%を超えている。

その他の特記事項として、認知症への対応に苦慮していることを挙げているところが多い。

ケ 容体急変時のマニュアルは、居宅介護支援事業所で約63%、介護予防支援事業所で約33%が定めているが、他のサービス事業所では、概ね90%前後が定めている。

「課題整理」

- ・ 急変時対応に係る連携体制のあり方
- ・ 各サービス事業所における急変時対応のルール作り
- ・ 入院医療機関の急変時の受入対応のあり方
- ・ 認知症への救急対応強化

(4) 看取りについて

ア 看取りに関わった経験があるサービス事業所（訪問リハビリテーション事業所を除く）は、概ね70～90%となっている。

イ 看取りの負担を大きいと感じているサービス事業所は、概ね50～70%となっている。

ウ 今後、看取るケースが増えていくと感じているサービス事業所は、概ね60～90%となっている。

エ 看取りに関わって連携できる医師がいると回答したサービス事業所は、介護予防支援事業所が最も低く約33%、その他のサービス事業所（訪問リハビリテーション事業所を除く）では、概ね60～80%となっている。

「課題整理」

- ・ 各サービス事業所における看取りの体制強化
- ・ 看取りに関し、在宅医療に関わる医療関係者の数の拡大、関係者間の連携強化